

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。尚、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずること応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

(予約)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

3. 前項により予約した借受開始時間1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかった時は、予約は取消されたものとみなします。

4. 第1項の借受条件を変更する場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとみなします。

(貸渡し契約の締結)

第3条 当方は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。尚、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証以外の身元を証明する書類の提示を求め、運転免許証及び提示された書類の写しをとる事があります。

2. 貸渡契約の申込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。

3. 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

(貸渡契約の成立等)

第4条 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡した時に成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2. 当社は、事故、盗難その他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸渡す事ができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」という。）を貸渡す事ができるものとします。

3. 前項により貸渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くな

るときは、予約した車種の貸渡料金とし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

4. 借受人は、第 2 項による代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取消す事ができるものとします。

(貸渡契約の解除)

第 5 条 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の 1 に該当したときは、何らかの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することが出来るものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

(1) この約款に違反したとき。

(2) 借受人の責に帰す事由により交通事故を起こしたとき。

(3) 第 9 条各号に該当することとなったとき。

2. 借受人はレンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不可となった場合には、第 22 条 3 項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができものとします。

(不可効力事由による貸渡契約の途中終了)

第 6 条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不可能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

2.借受人は、前項に該当する事となった時は、その旨を当社に連絡するものとします。

(中途解約)

第 7 条 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。

2. 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときは、貸渡契約を解除したものとします。

3. 前項によりレンタカーを返還したときは、当社は第 4 条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

(借受の条件の変更)

第 8 条 貸渡契約の成立した後、第 3 条第 2 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒否することができるものとします。

- (1) 貸渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4) 予約に際して定めた運転手とレンタカー引渡し時の運転者が異なるとき。
- (5) 過去の貸渡について、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
- (6) 過去の貸渡において、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む）において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

第3章 貸渡自動車

第10条 当社は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸渡しするものとします。

（貸渡方法等）

第11条 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第7条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで該当レンタカーを貸渡すものとしています。

2.当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

3.当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局陸運支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

第4章 貸渡料金

（貸渡料金）

第12条 当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局陸運支局長に届出て実施している料金表によるものとします。

2.当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

（貸渡料金改正に伴う処置）

第13条 前条の貸渡料金を第2条による予約した後に改定した時は、前条第1項にかかわらず、予約の時に適用した料金表によるものとします。

第5章 責任

(定期点検整備)

第 14 条 当社は、道路運送車両法第 48 条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

(日常点検整備)

第 15 条 借受人は、借受期間中、借受たレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

(借受人の管理責任)

第 16 条 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2.前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けた時に始まり、当社に返還した時に終わるものとします。

(禁止事項)

第 17 条 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。

(3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改装若しくは改裝する等、その原状を変更すること。

(4) 当社の承諾を受ける事なく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他社の牽引若しくは後押しに使用すること。

(5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(6) 当社の承諾を受ける事なく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

(自動車貸渡証の携帯義務等)

第 18 条 借受人は、レンタカーを借受け期間中、第 11 条第 3 項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2.借受人は、自動車貸渡証を紛失した時は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

(賠償責任)

第 19 条 借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。但し、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

第6章 自動車事故の処置等

(事故処理)

第20条 借受人は、レンタカーの借受期間中に、該当レンタカーに係る事故が発生した時は、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。

(2) 該当事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。

(3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定する時は、あらかじめ当社の承諾を受けること。

(4) レンタカーの修理は、徳に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

2.借受人は、前項によるほか自らの責において事故の解決に努めるものとします。

3.当社は、借受人のため該当レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(補償)

第21条 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条の損害賠償責任を次の限度内において、てん補するものとします。

(1) 対人補償 1名限度額 無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）

(2) 対物補償 1事故限度額 無制限

(3) 車両補償 1事故限度額 時価額（免責額10万円）

(4) 人身傷害 搭乗中のみ 3,000万円（新規加入）

(5) 搭乗者補償 1名限度額 500万円

2.前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3.当社が第1項の対人補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払った時は、借受人は、直ちに超過額を当社に弁済するものとします。

(故障等の処置等)

第22条 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

2.借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合は、レンタカーの引取り及び修理に要する経費を負担するものとします。また、車両の修理が必要となった場合、損害の程度や修理期間に関係なく修理期間の営業補償の一部として次の

料金をご負担いただきます。

3.借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不可となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4.借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用出来なかった事により生ずる損害について当方に請求できないものとします。

(不可抗力による免責)

第 23 条 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還する事が出来なくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2.借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をする事が出来なくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合直ちに借受人に連絡するものとします。

第 7 章 取消し、払戻し等

(予約の取消し等)

第 24 条 借受人は、第 2 条の予約をしたにも関わらず、借受人の都合で予約を取消した場合、又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料があった時、当社は予約申込金を返納するものとします。

2.当社は、第 2 条の予約を受けたにも関わらず、当社の都合で予約を取消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

3.第 2 条の予約があったにも関わらず、前 2 項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約を取消されたものとします。この場合、当社は予約申込金返納することとします。

(中途解約手数料)

第 25 条 借受人は、第 7 条第 1 項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金の他、次の中途解約手数料を支払うものとします。

中途解約手数料 = {(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)} × 20%

(貸渡料金の払戻し)

第 26 条 当社は、次の各号に該当する時は、それぞれ各号に定めるところにより借受人か

ら受領した貸渡料金の全部又は一部を払戻すものとします。

(1) 第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除した時は、受領した貸渡料金の全額

(2) 第6条第1項により貸渡契約が終了した時は、受領した金額から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

(3) 第7条第1項により、借受人が中途解約した時は、受領した貸渡料金から、貸渡しから中途解約

により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

2.前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他の受領すべきものがある時は、これと相殺する事ができるものとします。

第8章 返還

(レンタカーの確認等)

第27条 借受人は、レンタカーを当社に返還する時、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けた時に確認した状態で返還するものとします。

2.当社は、レンタカーの返還にあたって、借受人の立会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。

3.借受人は、レンタカーの返還にあたって、当社の立会いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がない事を確認して返還するものとし、当社は、返還後に遺留品について責を負わないものとします。

(レンタカーの返還時期等)

第28条 借受人は、レンタカーを借受期間中に返還するものとします。

2.借受人は、第8条1項により借受期間を延長した時は、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとします。

(レンタカーの返還場所等)

第29条 レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとします。但し、第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。

2.借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用を負担するものとします。

3.借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受ける事なく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還した時は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用×200%

(レンタカーが乗逃げされた場合の処置)

第 30 条 当社は、借受人が貸渡期間満了の時から 72 時間を経過しても前条第 1 項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じない時、又は借受人の所在が不明等乗逃げされたものと認められる時は、刑事告訴を行うなど法的手続きの他(社)全国レンタカー協会への乗逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

2.当社は、前項に該当する事となった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。

3.第 1 項に該当する事となった場合、借受人は、第 19 条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の捜索に要した費用を負担するものとします。

(信用情報の登録と利用の合意)

第 31 条 借受人は、前項に該当する事となった時は、客観的な貸渡事実の基づく信用情報が、(社)全国レンタカー協会に 7 年を超えない期間登録される事、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用される事に同意するものとします。

第 9 章 雑則

(遅延損害金)

第 32 条 借受人は、この約款の基づく金銭債務の履行を怠った時は、当社に対し年利 18.25%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(契約の細則)

第 33 条 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定める事が出来るものとします。

2.当社は、別に細則を定めた時は、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又、これを更新した場合も同様とします。

(管轄裁判所)

第 34 条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた時は、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

この約款は、平成 28 年 4 月 15 日から実施します。